

# 被扶養者の資格確認（検認）の書類について

毎年7月頃、被扶養者の資格確認のため、所得証明書等の提出をお願いしていますが、被扶養者が遠隔地にいる等の理由で提出が遅れるケースがあります。次の表により、必要な書類を確認し、速やかに提出できるように準備をお願いします。提出期限等の詳細については、所属所を通じてお知らせします。

○は必ず提出してください。△は該当する場合に提出してください。

被扶養者の状況			収入の種類等	被扶養者の収入確認書類				共同扶養者の収入確認	同居の確認	送金確認	
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分		申告時点で発行される最新の所得証明書	給与明細書 [H29.6～H30.5]及び雇用条件確認書類	年金額改定通知書等最新の年金額が分かる書類	平成29年度分確定申告の控え	源泉徴収票・所得証明書・年金振込通知書等扶養義務者全員の収入額全てを確認できる書類 (注1)	住民票 (注2)	送金確認書類 [H29.6～H30.5] 学生の場合は、H30.4.1以後発行の在学証明書で送金確認書類に代えられます。	
無	無	同居		○				△	△		
		別居		○				△		○	
	有	同居	給与	○	○			△	△		
			年金	○		○		△	△		
			事業収入				○	△	△		
			その他	○				△	△		
	別居	給与	○	○			△		○		
		年金	○		○		△		○		
		事業収入				○	△		○		
		その他	○				△		○		
有	無			確 認 書 類 不 要							
	有	同居・別居を問わない	給与								
			年金								
			事業収入								
			その他								

(注1) 被扶養者が子の場合は、夫婦双方の収入額が確認できる書類を提出してください。ただし、配偶者が被扶養者の場合や、夫婦とも公立学校共済組合員の場合は不要です。

(注2) 被扶養者が配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合、同居を確認できる住民票（証明日が平成30年6月1日以後のもの）を提出してください。

○ 所得証明書、支払証明書、住民票、在学証明書を複写して提出する場合には、所属所長の原本証明を付してください。その他の確認書類については原本証明は必要ありません。

○ 収入状況及び扶養状況によっては、上記以外の書類が必要になることもあります。

父母又は祖父母のどちらか一方が被扶養者で、その被扶養者に扶養義務者となる配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額が確認できる書類も提出してください。

○ 被扶養者の収入には、所得税法上非課税扱いとなるものを含みます。

## <被扶養者の収入としてその額を確認するものの例>

- 通勤手当（非常勤講師の第2種報酬等）
- 雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）
- 遺族年金      ○ 障害年金
- 企業年金や個人で加入している生命保険会社等の個人年金

問合せ先：短期給付係（082）513-4957